

# 警備業務委託仕様書（案）

## 1 委託業務概要

- (1) 委託業務名称 福島県相馬港湾建設事務所庁舎警備業務委託
- (2) 警備対象 相馬市原釜字大津183  
福島県相馬港湾建設事務所庁舎  
鉄筋コンクリート造3階建、延床面積 834.00m<sup>2</sup>
- (3) 委託期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日まで
- (4) 業務目的

福島県相馬港湾建設事務所の警備対象に係る火災、盗難及び不法行為を防止し、よって、庁舎等の建物その他の財産を保護し、また、当該庁舎等を利用する者の安全を確保するために、関係法規及び以下に定める事項により警備業務を行う。

## 2 業務内容

- (1) 警備対象に係る機械警備（職員通用口ドアの電気錠設置を含む。）に関する業務
- (2) 上記(1)の機械警備のために設置した各種機器の保守管理に関する業務
- (3) 警備業務実施後の記録及び報告に関する業務
- (4) その他必要と認められる業務

## 3 資格要件

乙は、次のいずれも満たす者であること。

- (1) 警備業法第2条第1項第1号の業務を行っている者。
- (2) 警備業法第4条の規定による都道府県公安委員会への認定を受けていること。
- (3) 県外業者にあっては警備業法第9条の規定により福島県公安委員会に届出していること。
- (4) 警備業法第40条の規定により福島県公安委員会に届出していること。

## 4 警備業務の実施

- (1) 警備業務（以下、「当該業務」という。）は、別紙1「警備業務細目」（以下、「細目」という。）により行うこと。
- (2) 上記細目のほか、上記2の業務内容に定めがなくても、当該業務上必要な業務については誠意を持って行うこと。
- (3) 実施計画書を作成し、これを事前に提出し、発注者（以下、「甲」という。）の承諾を受けること。

- (4) 業務従事者名簿を提出し、甲の承諾を受けること。また、業務従事者は業務中においては警備員証を携行すること。さらに、緊急連絡体制図及び代替要員体制図を甲に提出すること。
- (5) 業務中、異常を発見した場合は、直ちに甲と事前に取り決めていた方法により適切に処理し、また、状況に応じ処理前、処理途中あるいは処理後に甲にその状況を報告すること。
- (6) 当該業務に要する光熱水費及び通信料金（機械警備機器の信号送出にかかる通信料金を含む。）は甲の負担とし、当該業務において使用する機械警備機器やその他消耗品等は、受託業者（以下、「乙」という。）の負担とする。
- (7) 乙は、警備業法第4条で規定する認定及び同法第5条で規定する届出のほかに、変更があった場合には、同法第11条の第1項で規定する届出を行っていること。
- (8) 乙は、機械警備において、乙の警備本部で警備対象に異常事態が発生したことを感知してから25分以内に、その警備対象に対し機動隊を常に派遣できる体制をとること。

## 5 業務遂行状況の報告及び記録

- (1) 報告及び記録の内容は、下記のとおりとする。
  - ア 警備報告書
  - イ 異常が生じた場合の記録（現況写真を添付すること。）や処理結果
  - ウ その他甲が必要と認めた内容
- (2) 警備対象において、異常事態が発生した際の状況や処理の経過及び結果については、その都度速やかに電話又は口頭で甲に報告するとともに、後日書面でも甲に報告すること。

## 6 業務従事者

- (1) 乙は、本契約上の業務を遂行するため、業務従事者を雇用するに当たっては、その全員につき身上調査を行うものとする。
- (2) 上記2の業務を実施するに当たり、業務従事者の中から総括責任者を1名選出し、甲の承諾を得ること。
- (3) 業務従事者は、上記2の業務において、必要な教育訓練を終了した技術優秀な者とする。
- (4) 甲は、業務従事者として不適切と認めた者については、乙と協議のうえ、交代させることができる。
- (5) 甲が必要があると認めた場合は、乙は、前回の受託業者からの業務引継及び次回の受託業者への業務引継を行うこと。これらの業務に要する費用はすべて乙の負担とする。また、これらの引継業務を実施する時期は、甲の判断による。

## 警備業務細目

### 第1 機械警備業務

#### 1 業務内容

##### (1) 機械警備機器の設置及び撤去

- ア 乙は、機械警備業務を行うに当たり機械警備機器を設置、交換又は修繕する場合は、事前に甲の承諾を受けること。また、甲と事前に調整したうえで、甲の監督のもとに実施すること。
- イ 乙は、アを実施するに当たり、委託期間中、機械警備業務を実施できない期間がある場合は、それに代わる人的警備業務等を実施すること。その際、乙は、甲にその警備計画書を提出し、その承諾を受けること。
- ウ 乙は、アを実施するに当たり、前回の受託業者と連絡調整を行い、機械警備機器を遅滞なく、円滑に設置すること。
- エ 乙は、契約期間の終了、契約の解除又は契約の変更等により、乙所有の機械警備機器全てを撤去する必要がある場合は、契約期間の終了にあっては委託期間終了時に遅滞なく、契約の解除又は契約の変更等にあっては甲の指定する期日までに甲の承諾、監督のもとに撤去すること。また、機械警備機器の設置箇所について、設置したことが原因で修繕を要すると甲が認めた場合は、乙は乙の費用で修繕すること。
- オ 乙は、次回の受託業者が機械警備機器を設置するに当たり、その連絡調整を求めてきた場合は、その受託業者の機械警備機器の迅速かつ円滑な設置について全面的に協力すること。
- カ 乙は、機械警備機器の設置、交換、修繕及び撤去の費用、並びに機械警備に代わる人的警備業務等の費用を負担する。

##### (2) 火災、侵入、盗難その他の異常事態の感知

警備対象で発生した異常事態を乙の警備本部へ自動的に通報する。

##### (3) 異常事態発生時における乙の機動隊の派遣、異常事態の確認及び拡大防止

乙は、警報受信装置により異常事態が発生したことを感知したときは、甲があらかじめ定めた緊急連絡先へ連絡するとともに、乙の機動隊を急ぎ派遣し、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止に当たる。

##### (4) 関係先への通報及び連絡

警備対象に到着した乙の機動隊は、異常事態を確認後、乙の警備本部にその状況を連絡するとともに、必要に応じて警察や消防署等関係先へ通報する。また、必要があるものと認めた場合は、甲が指定した緊急連絡先へ連絡する。

(5) 機械警備機器や乙の警備本部内の警報受信装置の点検、調整及び修理

機械警備機器等の機能について、乙は乙の費用負担にて適宜保守点検を行い正常作動を確認するとともに、機器の故障等により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講ずること。

## 2 警備実施時間

警備対象が無人の状態となり、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

## 3 警備本部及び機動隊の役割

乙の警備本部は、警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持する。

乙の機動隊は、警備対象の異常事態に対応できる体制を確保する。

## 4 即応体制の整備

警備業務委託仕様書4(8)の規定は、単に、警備対象までの所要時間が25分以内であればよいというものではなく、当該警備業務の状況全般が考慮されるようにし、同一時間帯における異常事態に即応できるような業務従事者、車両その他の装備を適正に配置しておくこと。

## 5 警備状態操作機器の設置

(1) 乙は、警備対象の警備状態を庁舎外において操作する機器（以下、「外部操作器」という。）を、甲の職員が最終退庁又は最初に登庁する出入口（以下、「職員通用口」という。）付近に設置し、その操作には、乙が指定するカード（以下、「操作用カード」という。）が必要なものとする。

(2) 乙は、操作用カードについて、甲が必要とする枚数を甲に貸与する。

(3) 甲の責めに帰すべき理由により操作用カードが使用できない状態になった場合、当該カードの交換に要する経費は、1(1)カの規定にかかわらず甲の負担とする。

## 6 警備開始時における取扱い

### (1) 甲における取扱い

甲の最終退庁者は、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、警備対象内の各室出入口や、職員通用口以外の出入口すべてを施錠のうえ職員通用口より退出して施錠するとともに、外部操作器の電源及び回路を確認し、ON（警戒）の状態に操作するものとする。

### (2) 乙における取扱い

乙は、(1)の最終退庁者の操作により自動的に表示されるON(警戒)の信号を確認し、警備を開始する。

## 7 警備終了時における取扱い

### (1) 甲における取扱い

甲の最初の登庁者は、外部操作器をOFF(警戒解除)の状態に操作したうえで職員通用口を解錠するものとする。なお、当該登庁が閉庁日(土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始の休日(12月29日から1月3日まで)をいう。以下同じ。)の場合は、退庁までの防火・防犯その他の事故防止について、甲の責任において処理するものとする。

### (2) 乙における取扱い

乙は、(1)の登庁者の操作により自動的に表示されるOFF(警戒解除)の信号を確認し、警備を終了する。

## 8 緊急連絡先の指定

### (1) 甲は、あらかじめ緊急連絡先を指定し、その連絡先を乙に通知する。

### (2) 上記(1)の緊急連絡先に変更がある場合、甲は、その都度遅滞なく、変更したその連絡先を乙に通知する。

## 9 警備用通信回線

警備用通信回線は、インターネット回線(光回線)とし、不通時を想定しバックアップ通信手段を有すること。

## 10 監視機能

事務室等への侵入を監視し録画する画像センサーにはマイクとセンサーを付し、侵入等異常発生時の画像等を乙の警備本部に送信することができ、かつ、スピーカー等で乙の警備本部から警告の音声を流すことができること。

## 11 異常対処の報告等

### (1) 乙は、警備対象に異常が生じた場合、甲に対し、その対処内容について速やかに報告書を提出すること。

### (2) 警備対象における機械警備システムの警備・解除履歴及び異常内容については、WEB上でリアルタイムに確認できる機能を提供できること。また、当該機能については、十分な情報セキュリティ対策が講じられていること。

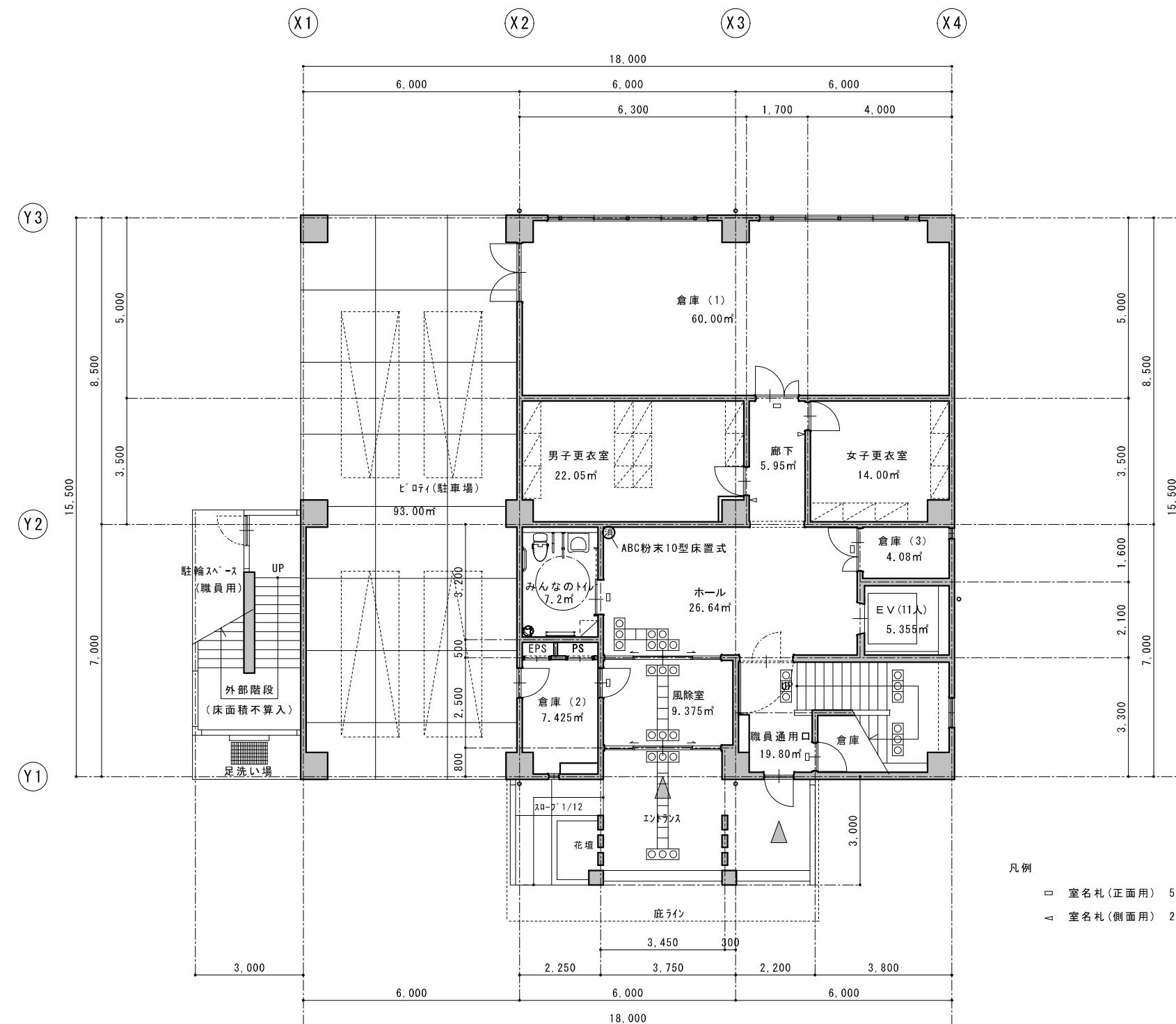
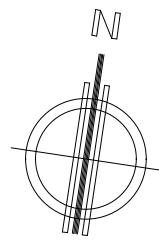
### (3) 甲が指定した時刻になっても、警報装置警戒開始の信号を確認できない場合、甲が指定したメールアドレスに警備セット忘れを通知できること。

## 第2 機械警備機器の種類及び配置

建物名	警備箇所	内部への侵入を感じる機器	窓の開閉を感じる機器	火災を感じる機器	備考
庁舎1階	風除室	1			
	ホール	1			
	職員通用口		1		
	男子更衣室			1	
	女子更衣室			1	
	倉庫(1)	1	2	1	
	倉庫(2)		1	1	
	倉庫(3)			1	
庁舎2階	事務室	2		5	
	所長室・応接室	1		1	
	湯沸室			1	
	E Vホール	1			
	裏口		1		
庁舎3階	第一会議室			2	
	第二会議室			2	
	コンピューター室	1		1	
	倉庫(4)			1	
	ホール	1			
	廊下	1			
	非常口(東側)		1		
備考	職員通用口外側に警備状態設定・解除装置を設置				

この他、仕様書の機械警備を実施するために必要な機器等一式も配置すること。

※「警備箇所」については、別紙平面図を参照のこと。



凡例  
□ 室名札(正面用) 5箇所  
△ 室名札(側面用) 2箇所

面積表		
階	床面積(m <sup>2</sup> )	坪
1 階	276.00	83.49
2 階	279.00	84.40
3 階	279.00	84.40
合 計	834.00	252.29

1階平面図

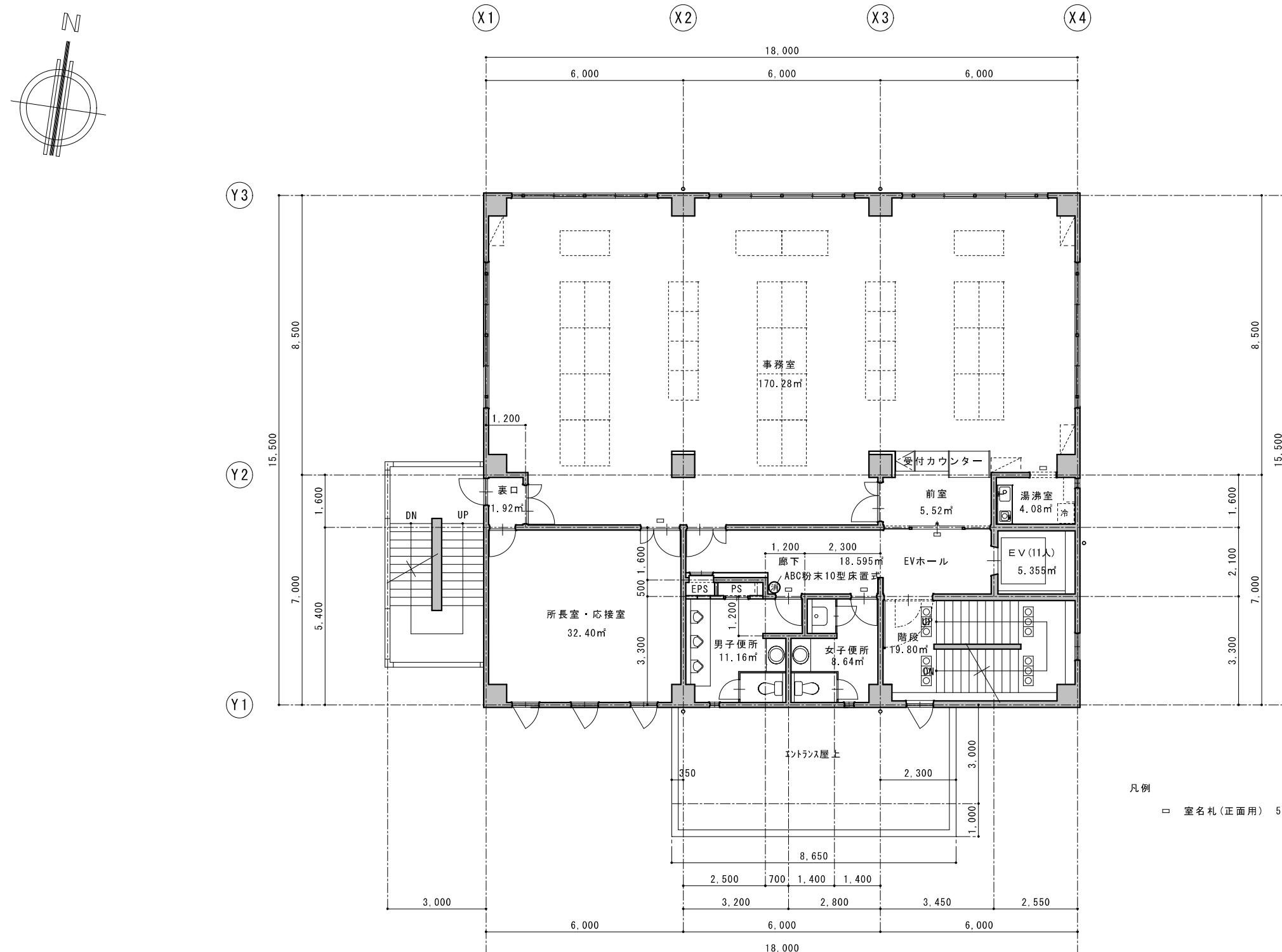
S=1/100

特記事項

A2版出力 図示縮尺

A3版出力 (A2→A3) 70%縮尺  
(1/100→1/142)  
(1/ 50→1/ 71)

訂正・特記	工事名	相馬港湾建設事務所新築(建築)工事	AI	(有)イガラシ建築設計室	一級建築士登録第185819号 高野 弘吉 事務所登録第11(204)第1766号 福島市渡利字小久保46 TEL524-1064	検図	製図	1階平面図	面積表	枚ノ内	A-20
								1:100 1: 1: 1:		27年2月日	

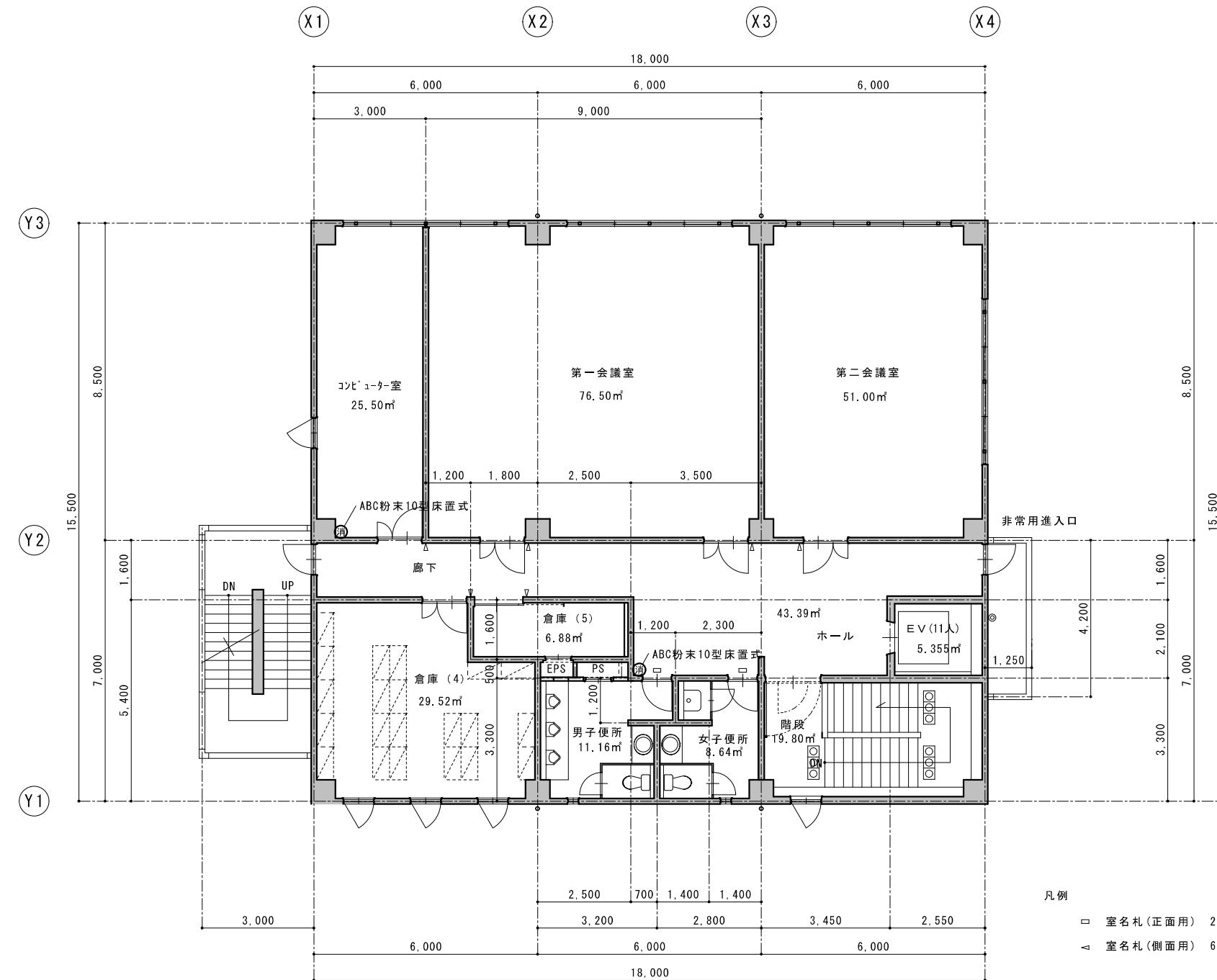
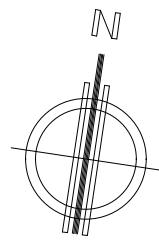


2 階 平 面 図

S=1/100

特記事項
A2版出力 図示縮尺
A3版出力 (A2→A3) 70%縮尺 (1/100→1/142) (1/ 50→1/ 71)

訂正 ・ 特記	工事名	相馬港湾建設事務所新築(建築)工事	AI	(有)イガラシ建築設計室 一級建築士登録第185819号 高野 弘吉 事務所登録第11(204)第1766号 福島市渡利字小久保46 TEL524-1064	検図 面内訳 縮尺	2階平面図 枚数内 容 No	27年2月 日
---------------	-----	-------------------	----	--	-----------------	-------------------------	------------



3階平面図

S=1/100

特記事項

A2版出力 図示縮尺

A3版出力 (A2→A3) 70%縮尺  
(1/100→1/142)  
(1/50→1/71)

訂正・ 特記	工事名
	相馬港湾建設事務所新築(建築)工事



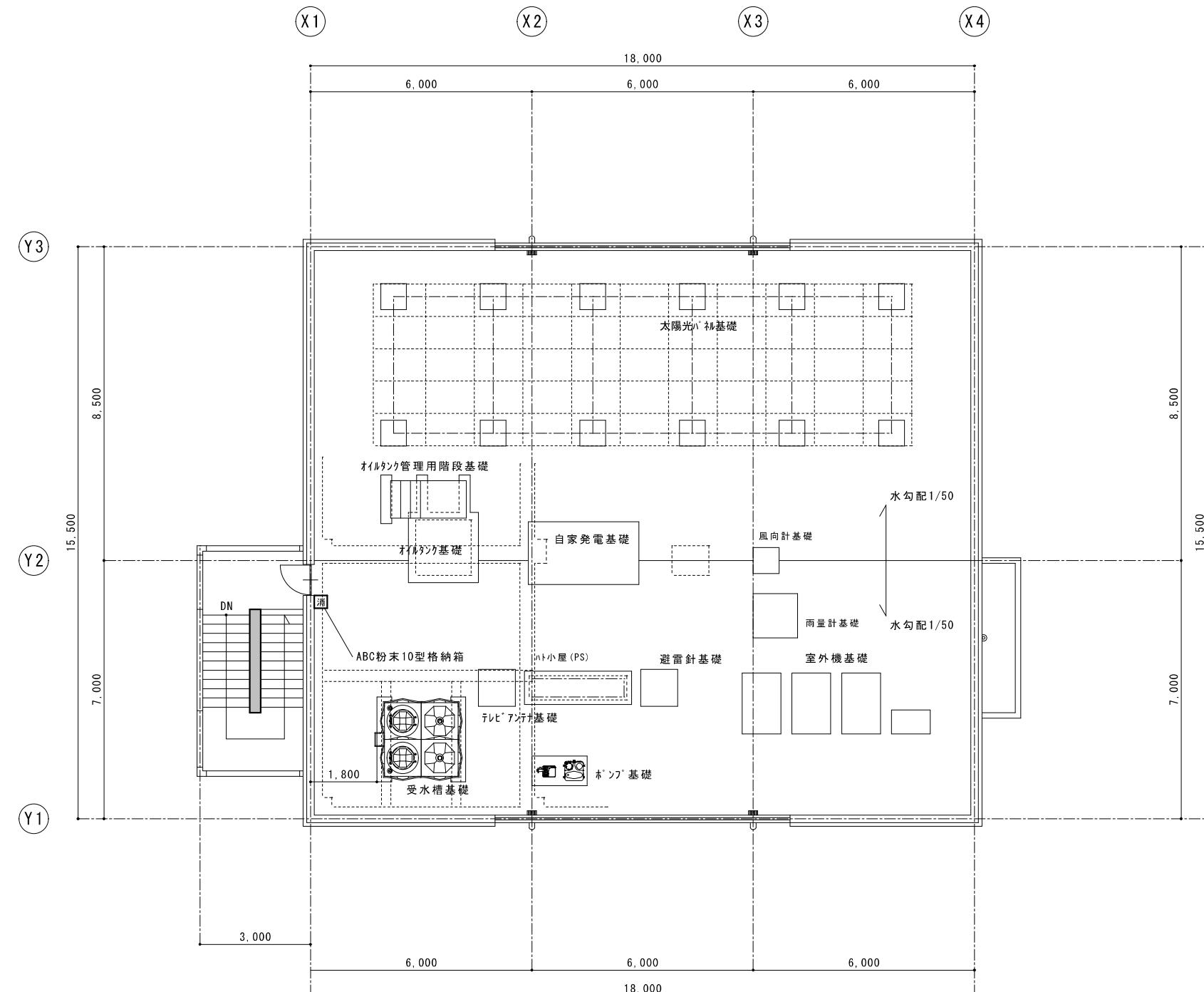
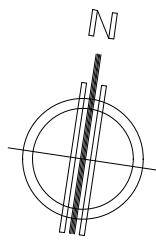
(有)イガラシ建築設計室

一級建築士登録第185819号 高野 弘吉  
事務所登録第11(204)第1766号 福島市渡利字小久保46 TEL524-1064

検図	製図
画面内訳	3階平面図

縮尺	1:100	1:	1:
----	-------	----	----

枚ノ内 面番号	A-22
27年2月日	



R階平面図

S=1/100

特記事項

A2版出力 図示縮尺

A3版出力 (A2→A3) 70%縮尺  
(1/100→1/142)  
(1/50→1/71)

訂正 特記	工事名	相馬港湾建設事務所新築(建築)工事	AI	(有)イガラシ建築設計室 一級建築士登録第185819号 高野 弘吉 事務所登録第11(204)第1766号 福島市渡利字小久保46 TEL524-1064	検図 製図 面内訳 縮尺	R階平面図 1:100 1: 1:	面番号 枚ノ内 A-23
							27年2月日